

## 第5回和光市協働指針策定検討会報告

日時：平成19年5月28日（月）午前10時から正午

場所：市役所4階404会議室

出席者：【検討会メンバー】山田・大谷・森田・関・待鳥・岸・木田・川島

【和光市協働推進庁内調整委員会】中蔦委員長・橋本副委員長

【政策課】大野課長補佐・田中副主幹・茂呂統括主査・小塚主事補

欠席者：藤田・中村

内容：1 懸案となっている新倉ふるさと民家園運営の事例について

座長、副座長が市民から聴取した現状と問題点を報告し、課題を共有した。

2 追加資料について説明【追加資料1】

山田さんから追加資料についての説明

3 事務局修正案について説明

(1) 基本原則について

① 相互理解の原則

・6行目「配慮も」を「配慮が」に修正したほうがよい⇒修正

② 情報公開の原則

・既に情報公開条例があるため、2行目の「できるだけ」は削除し、情報公開の徹底に努める。⇒修正

・前回双方向の情報共有についての話をしたが、この中では誰と誰なのかがあいまいであり、情報公開の原則の内容が正確に伝わりにくいため、双方向（コミュニケーション）についての記載は別途設けた方がよい。⇒検討

③ 対等の原則

・職員は給料を得ているが、市民はボランティアである。対等の原則ではなく、パートナーシップの原則としてはどうか。⇒検討

④ 自立の原則

・自立とは、金銭面だけではない。自分達のプランや考え方をもち、自立している。また、公共は市に管理責任があるが、受けた方にも責任がある。それが自立した主体とのパートナーシップである。⇒検討

⑤ その他

・評価の共有が大切である。「目的と評価共有の原則」としてはどうか。⇒検討

(2) 協働の形態について

・アダプト制度については、規模が小さく、責任も重くないものである。協働型委託についても広義のアダプト制度とすることは市民との信頼関係を損な

う可能性もあり、理解し難い。

- ・行政用語からカタカナをはずす必要がある。あえてアダプトという難しい言葉にする必要はないと思う。

⇒協働型委託を広義のアダプト制度とすることについて再検討

#### 4 今回検討部分について事務局説明

##### (1) 協働に関する活動領域について

- ・協働の形態においてアダプト制度と広義のアダプト制度では、アダプト制度の方が市民の主体性が高く見える。本当は協働型委託のほうが主体性が高い。
- ・この表には無理がある。並べることに違和感あり。

⇒協働の形態について検討

##### (2) 協働の主体と効果

- ・市民活動団体に社会福祉協議会が入るのではないか。公益法人、社会福祉法人についても検討してはどうか。

⇒社会福祉協議会について協働の主体として記載の方向で検討。その他法人についても検討

- ・協働により期待される効果については、主体ごとではなくまとめて表現してはどうか。住民と協働したほうが効果的なものに対し協働することが大切。

⇒協働により期待される効果をまとめる方向で検討

- ・協働の目指すところはよりよいまちづくりである。安上がりではなく、前向きに考えていけるような指針にする。

⇒協働の目指すところを明示する方向で検討

##### (3) その他

- ・葛飾区の公園行政の協働では、市民と市の信頼関係に基づく協働により、結果として無駄なところにお金を使っていないという実績あり。
- ・和光市の現状では、住民の意識がまだ不十分である。
- ・市民サービスは市民満足のためであり、職員はプロらしくやっていかなければいけない。公平中立を前面に出すのではなく、違法でない限り何でもやるつもりで取り組む必要がある。
- ・協働は企画の段階から関わるのが大切。また、協働は市民の力により予想していた以上の効果が期待されるものである。(古民家の事例がそうであった。)

#### 5 次回の会議

第6回 6月8日(月) 13時～ 市役所4階 404会議室

議題：「協働の推進に向けて」

第7回 6月29日(金) 10時～ 市役所3階 第2応接室

議題：「協働の推進に向けて」

## アダプト制度について

山田正史

この用語は和光市の協働指針に記載されている事業内容とはまったく意味が異なっている。  
もし使うのであれば下記の分類方式が考えられる。

・和光アダプト方式：

公共物の管理のうち、清掃と美化に関する部分について知恵と労務を市民団体に提供  
してもらう制度。事業費用、管理は市が負担する。

Type-A

Type-B

Type-C

Type-D

がある。

・イベント協働開催方式：

各種イベントを開催する際に必要な知恵、事業費、労力について市民団体と市が分担  
し実施する。

Type-A

Type-B

Type-C

Type-D

がある。

・事業協働方式：

各種事業を行う際に市民団体と市がお互いに提供できる知恵、事業費、労力を部分的に  
行う制度

Type-A

Type-B

Type-C

Type-D

がある。

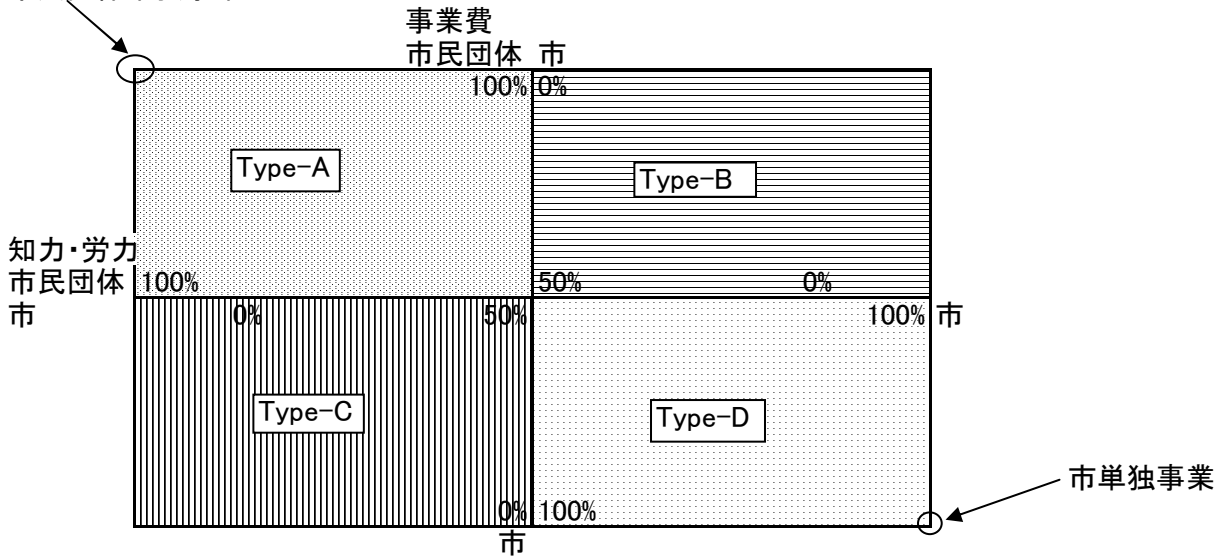
・補助支援制度：

各種事業を行う際に市が事業費または資機材を市民団体に提供する制度

注：Typeイメージは別紙参照

協働事業タイプイメージ

市民団体単独事業



- Type-A: 市民団体が事業費、知力、労力を50%以上提供する
- Type-B: 市民団体が事業費の50%以上、知力・労力は50%以下を提供する
- Type-C: 市が事業費の50%以上、知力・労力は50%以下を提供する
- Type-D: 市が事業費、知力、労力を50%以上提供する